

令和 7 年度

広域農業基盤整備管理調査

北上地域藤沢地区農業基盤整備管理調査その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 広域農業基盤整備管理調査 北上地域藤沢地区農業基盤整備管理調査その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、北上地域藤沢地区における用水供給に係る施設管理状況の課題や対策について調査し次期事業の基礎資料とするものである。

あわせて、北上地域須川地区における簡易な施設更新計画策定及び機能診断を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象となる地域は、岩手県一関市及び宮城県登米市地内であり別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 機械－熱・動力エネルギー機器 機械－流体機器 電気電子－電気設備 建設－電力土木
	農 業	農業土木 農業農村工学
	機 械	熱・動力エネルギー機器 流体機器
	電 気 電 子	電気設備
	建 設	電力土木
博士	農学	
	工学	

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	電気電子	
	電力土木	

別紙 3 に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	令和 5 年 4 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省 農村振興局	平成 28 年 8 月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省 農村振興局	平成 28 年 8 月
4	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場（ポンプ設備）」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 4 月
5	農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 4 月
6	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 5 月
7	農業水利施設の機能保全の手引き 「水管理制御設備」	農林水産省 農村振興局	平成 25 年 5 月
8	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 11 月

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
9	農業水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	(一社)農業土木機械化協会	平成7年12月
10	鋼構造物計画設計技術指針 (小水力発電設備編)	(一社)農業土木機械化協会	平成27年3月
11	土地改良施設管理基準「ダム編」	農林水産省 農村振興局整備部 水資源課	令和5年5月
12	土地改良事業設計指針「ファームポンド」	農林水産省 構造改善局建設部	平成11年3月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りの無いよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第2-3条 本業務の対象となる地区は次のとおりである。

藤沢地区（関係改良区：藤沢土地改良区）

前歴事業工期 S57～H10

施設区分	施 設 名	施設数
ダム	相川ダム、千松ダム	2 施設
機場	相川揚水機場、千松揚水機場	2 施設
用水路	黄海1号幹線用水路、黄海2号幹線用水路、黄海3号幹線用水路、黄海4号幹線用水路、天ヶ沢1号幹線用水路、天ヶ沢2号幹線用水路、天ヶ沢3号幹線用水路、大籠幹線用水路、市ノ沢1号支線用水路、市ノ沢2号支線用水路、市ノ沢3号支線用水路、市ノ沢3-1号支線用水路、平蕨1号支線用水路、平蕨2号支線用水路、中山1号支線用水路、中山4号支線用水路、京ノ沢1号支線用水路、京ノ沢1-1号支線用水路、京ノ沢1-2号支線用水路、木ノ中1号支線用水路、木ノ中2号支線用水路、熊館支線用水路、吉高支線用水路、鈴ヶ沢支線用水路、下大籠支線用水路	25 施設
水管理施設	中央管理事務所	1 施設

須川地区（関係改良区：須川土地改良区）

前歴事業工期 S45～S62、国営施設応急対策事業工期 H28～R4

施設区分	施 設 名（以下は全て国営施設）	施設数
機場	第1揚水機場	1 施設
用水路	第1号幹線用水路	1 施設
水管理施設	水管理施設	1 施設

(参考図書)

第2-4条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	図書・資料名	発 行	制定(改訂)年月日
1	小水力発電事業化へのQ&A	(一社)農業土木機械	平成17年3月

		化協会	
2	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-	(公社)日本コンクリート工学会	令和4年6月
3	コンクリート診断技術'23	〃	令和4年5月
4	コンクリート標準示方書(設計編)	(公社)土木学会	令和5年3月
5	コンクリート標準示方書(施工編)	〃	令和5年9月
6	コンクリート標準示方書(維持管理編)	〃	令和5年3月
7	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和5年3月

(貸与資料)

第2-5条 貸与資料は、次のとおりである。

また、貸与資料以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書(広域水系型) 北上川上流地域	1式
2	対象地区 事業誌・事業成績書(前歴事業、国営施設応急対策事業)・ 出来形図面(本業務に関係する範囲)	1式
3	平成24年度 小水力等農村地域資源利活用促進事業 藤沢地区ほか小水力発電検討業務 報告書	1式
4	平成25年度 小水力再生可能エネルギー導入推進事業 相川ダム小水力発電補足調査検討業務 報告書	1式
5	平成26年度 広域基盤整備計画調査 藤沢地区施設監視業務 報告書	1式
6	令和3年度 防災情報ネットワーク事業 藤沢地区相川ダム・千松ダム管理設備他実施設計業務 報告書	1式
7	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 藤沢地区相川ダム機能診断調査等業務 報告書	1式
8	藤沢地区河川協議図書、取水量放流量等実績(H27年～R6年)	1式
9	北上川水系(北上川上流)治水協定 藤沢地区 操作規程・管理規程・水利使用規則	1式
10	関係施設農業水利ストック情報データ	1式

(参考図書及び貸与資料の取り扱い)

第2-6条 第2-4条及び第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量
1. 作業計画の検討	1 式
2. 北上地域藤沢地区の施設管理状況調査	1 式
3. 北上地域須川地区の簡易な施設更新計画策定及び機能診断	1 式
4. 点検取りまとめ	1 式

（作業の留意点）

第 3－2 条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- （1）第 2－4 条、第 2－5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （2）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （3）成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できる内容としたダイジェスト版を作成するものとする。
- （4）作業項目の検討結果において、発注者が関係機関と調整した内容を本業務に反映を指示する場合がある。これにより生ずる修正作業等については変更契約の対象とする。
- （5）現地踏査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- （6）対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （7）対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。
- （8）農業水利ストック情報データの編集は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果品に含むものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第 3－3 条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①作業条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（2）業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数等については、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階（業務確認会議を兼ねる）

第2回 中間打合せ（「北上地域藤沢地区」の検討段階）

第3回 中間打合せ（「北上地域須川地区」の検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙3に掲げる割合に予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合

(2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合

(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(6) 履行期間の変更が生じた場合

(7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1. 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 作業計画の検討	貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 北上地域藤沢地区の施設管理状況調査		
2-1. 維持管理上の課題の整理	貸与資料、近年の気象状況・社会情勢等及び施設管理者からの聞き取り等により維持管理費を中心とした課題(老朽化や事故履歴も含む)について整理する。	○
2-2. 維持管理費節減構想の検討	2-1. で整理した課題、H24 年度～H25 年度業務における小水力発電検討結果等をもとに、現行制度を踏まえた再生可能エネルギー設備等（小水力発電、太陽光発電等）による維持管理費節減構想について検討する。	○
3. 北上地域須川地区の簡易な施設更新計画策定及び機能診断		
3-1. 簡易な機能診断	国営施設応急対策事業（H28 年度～R4 年度）等で改修した第 2－3 条の施設について、施設管理者から日常点検結果を聞き取り、別紙 2 「調査対象施設一覧表」に基づき、施設の現地踏査を行い地上部で確認できる変状の有無や変状箇所の特特定（分解点検を除く）を行う。	○
3-2. 簡易な施設更新計画策定	3-1. の調査を踏まえ健全度評価を分析し、必要に応じ農業水利ストック情報データベースへ入力する。 また令和 3 年度に策定した更新整備計画について検証を行う。	○
4. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

別紙 2. 【調査対象施設一覧表】

施設名称	施設延長（規模）	
	構造物の規模・数量	現地踏査対象箇所
第 1 揚水機場	○横軸両吸込渦巻ポンプ) $\phi 500 \times 350\text{mm}$ 1 台 $\phi 600 \times 350\text{mm}$ 1 台 ○電動機 1,120kw 1 台 1,600kw 1 台 ○吐出弁 $\phi 350$ 1 基 $\phi 500$ 1 基 ○手動制水弁（吸込側、吐出側） 吸込側 $\phi 700$ 2 基 吐出側 $\phi 700$ 2 基 ○ゲート設備 土砂止ゲート B3.0m×H1.6m 2 門 吸込ゲート B1.5m×H1.5m 1 門 ○電気設備 高圧・低圧 ○機场上屋 鉄筋コンクリート地上 1 階建・地下 4 階建 延床面積 792m² ○受電設備上屋 鉄骨構造地上 1 階建 延床面積 66m² ○送水路 $\phi 1000$ 鋼管 L=224m ○吐水槽 鉄筋コンクリート 15.7m×L15.7m×H5.4m	左記のうち送水路を除くすべて
第 1 号幹線用水路	○管水路 $\phi 1000 \sim 900$ L=6.2km FRPM 管 ダクタイル鋳鉄管（ALW 管） ○水管橋 $\phi 1000$ L=73m ○調整池 鉄筋コンクリート B40.0m×L55.0m×H4.3m	なし
水管理施設	○中央管理所 鉄筋コンクリート 2 階建 延床面積 342m² 中央操作盤（親局 1 箇所） 遠方操作盤（子局 11 箇所）	建屋内外壁及び屋上

別紙3（第1－6条、第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

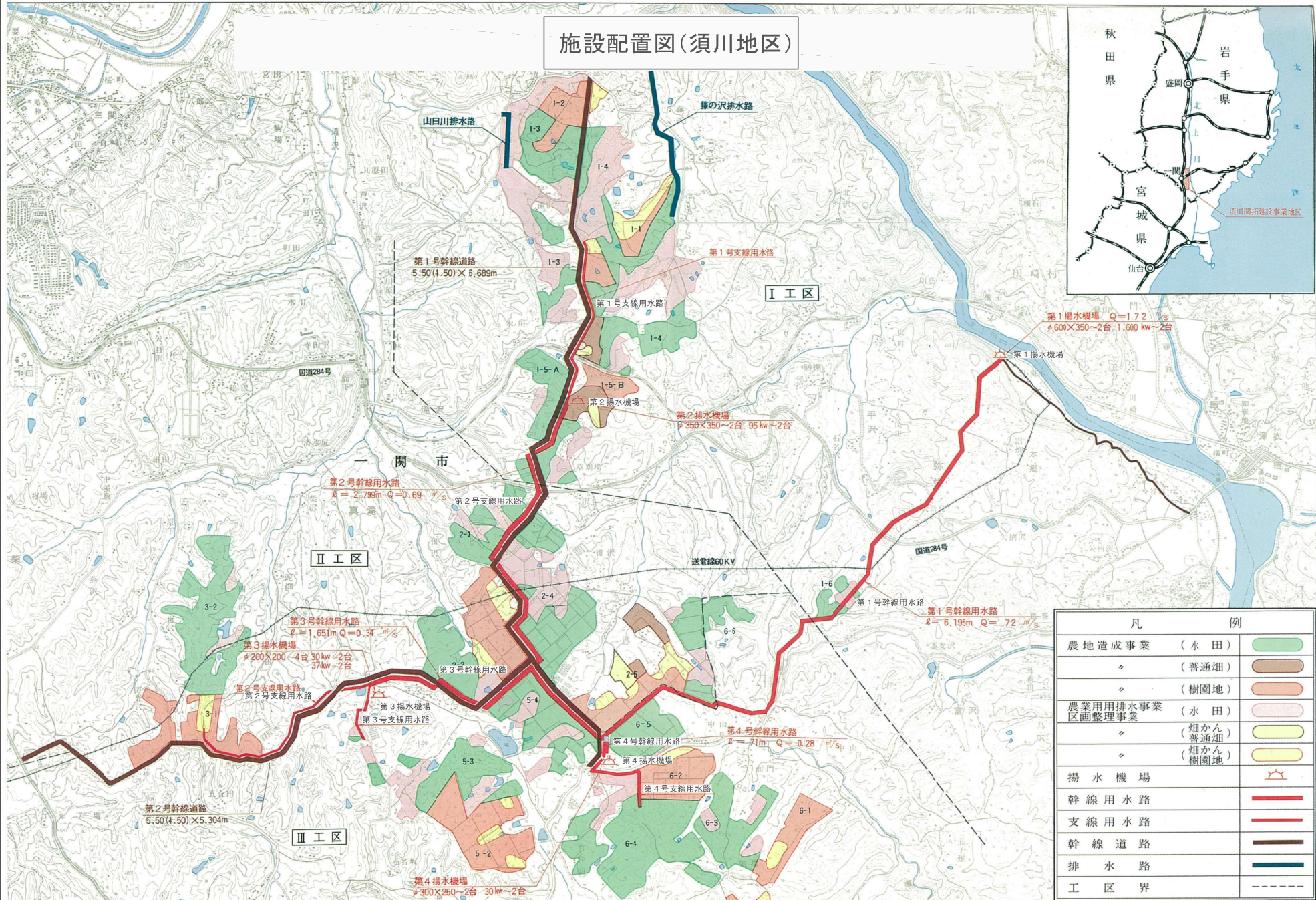
ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

株式会社 仙台地区の店 梨子堂薬房
TEL 0192-33-2531

施設配置図(須川地区)



凡	例
農地造成事業 (水田)	
〃 (普通畑)	
〃 (樹園地)	
農業用排水事業 (水田)	
〃 (畑かん普通畑)	
〃 (畑かん樹園地)	
揚水機場	
幹線用水路	
支線用水路	
幹線道路	
排水路	
工区界	